

JOINT UNITED NATIONS STATEMENT ON ENDING DISCRIMINATION IN HEALTH CARE SETTINGS

保健医療の場で差別を解消するための国連機関共同声明



国連諸機関は「誰も置き去りにしないこと」、そして「先頭から最も遠い人たちに届くこと」が持続可能な開発のための 2030 アジェンダの中心原則であることに改めて注意を喚起する。保健医療分野における差別が持続可能な開発目標 (SDGs) 達成を妨げる最大の障壁であることを認識し、国連諸機関は、保健医療の場での差別をなくすために加盟国が多分野にまたがる行動をとれるよう協力して支援を行うことを約束する。

保健医療の場における差別は、世界中に様々なかたちで存在している。国際条約および各国の国内法と憲法で守られるべき最も基本的な人権を侵害しているのだ。

保健医療の場における差別は社会から排除され、スティグマの対象になりがちな人びとに向かう。持続可能な開発のための 2030 アジェンダで各国が目標達成のための優先対象とすることを約束している人びとであり、あまりにもしばしば置き去りにされてきた人びとでもある。数多くの個人や集団が、年齢、性別、人種、民族、健康状態、障害や病に対する脆弱性、性的指向や性自認、国籍、難民または移民の状態、犯罪歴などによる差別に直面し、そうした差別は組み合わされていることもしばしばある。

差別は保健医療サービスの利用者、保健医療従事者の両方に影響を与えている。保健医療サービスのアクセスを閉ざす壁となり、提供するサービスの質を落とし、個人や集団に対する社会的な排除をより強めることになる。

保健医療の場での差別は様々であり、個人または集団が、他の人なら利用できるサービスへのアクセスを拒否される結果、顕在化することがしばしばある。また、たとえば女性のような特定の集団のみに必要なサービスの提供が拒否されるといったかたちの差別もある。特定の個人または集団に対する身体・言葉による虐待と暴力；同意のない治療、個人情報保護の侵害、両親や配偶者・保護者の同意を求めるとかたちでの自己決定権無視、自由な判断のもとで情報を得たうえでの同意の欠如なども、差別の例に含まれる。

主に女性の保健医療従事者には、身体的・性的な暴力、賃金格差、不安定な給与、非正規雇用、決定や判断からの除外などジェンダーに基づく習慣化された差別もある。

国の法律や政策、慣行も、人びとに必要な保健医療サービスの利用を禁じたり、受けにくい状態にしたりすることで、保健医療の場で差別を生み、継続させることがある。公衆衛生上のエビデンスや人権基準を無視した法律もある。そうした法律が健康に悪影響を及ぼし、人権を侵害していることは、エビデンスが証明している。

保健医療の場における差別に取り組むことは、SDGs の多くの項目を誰も置き去りにすることなく達成することに大きく寄与する。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現やエイズ、結核の流行終結を含めた SDG 3 の健康と福祉；SDG 4 の質の高い教育；SDG 5 のジェンダーの平等と女性の地位向上；SDG 8 の働きがいのある仕事と包摂的な経済成長；SDG 10 の不平等の解消；SDG 16 の平和と公正の実現一の基盤となるものだ。

各国政府は差別と取り組む法的義務を担っている。各国の責務と同時に、国連機関による統制のとれた対応を含め、多分野にまたがる様々な関係者の活動が緊急に求められている。保健医療の場の差別をなくするために力を合わせなければならない。

声明に署名をしたわれら国連機関はすべての関係者に対し、以下の領域で、焦点を絞り、力を合わせて、締め切りを設定した多分野の行動に加わることを求めている。

各国が差別をなくすための法律、政策、規則を整備できるよう以下の支援を行う。

- ▶ 保健医療サービスの提供にあたって差別を禁じる法律を検証し、強化をはかる。保健分野の教育、雇用に関しても検証し、強化をはかる。法律と政策は保健医療に関する自己決定権を尊重し；自由で十分な情報を得たうえでの同意、プライバシー、個人情報保護を保障し；強制的な HIV 検査を禁止し；個人や公共の利益にならないスクリーニングの手法を禁じ；本人の意に沿わない治療や第三者による強制的な許諾や通知を禁止しなければならない。すべての関係者はそうした法律や規則の策定、およびその具体化である政策の普及と遂行、モニタリングを支援しなければならない。
- ▶ 健康に悪影響を及ぼすことが明らかで、公衆衛生的なエビデンスにも反する懲罰的法律を検証し、廃止する。対象には以下の行為を犯罪として扱うか、禁止している法律が含まれる。ジェンダーの表現や同性間の性的行為、成人同士の同意に基づく不倫その他の性的行為、成人の同意に基づくセックスワーク；薬物使用もしくは個人の使用目的による薬物所持；性と生殖に関する保健医療サービスおよびその情報；HIV の感染非開示、曝露、感染を過度に広く犯罪として扱うこと。
- ▶ 保健医療の場に関係するすべての分野で差別を禁止するため、保健医療専門家に関する政策、規則、基準、労働条件、倫理を検証、強化、実施し、モニタリングする。

保健医療従事者と保健医療サービス利用者の両方が権利と役割、責任を認識し、実現できるように力づける手段を支援する。

- ▶ 労働安全衛生分野における保健医療従事者の権利と基準を十分に尊重し、守り、実践する。保健医療従事者が職場で差別や暴力を受けないようにする。とりわけ、各部門、施設単位のジェンダーに関する方針、就労やジェンダーの平等、雇用のための規則などを通じ、医療従事者のジェンダーに配慮する必要がある。保健医療従事者が人権尊重を含む法的、倫理的責任を果たすには支援が必要であり、人権の擁護者としての役割を守れるようにしなければならない。

- ▶ 保健医療従事者が保健医療の場における差別と取り組めるよう自らの権利と役割、責任について、就労前および就労期間中の教育を提供する。女性、若者、地方出身者、排除されがちなコミュニティの出身者など様々な働き手に対応した採用、昇進時の教育やキャリア開発の機会を保障する方針とプログラムと予算が必要である。
- ▶ 保健医療サービスの利用者が自らの権利を認識し、行使できるようにする。このことにより権利認識や患者憲章、社会的責務のモニタリング、コミュニティ支援、およびその他の手段を通し、保健医療の場から差別をなくす任にある人が責任をもって取り組むことを促せるようになる。

以下の方法で保健医療の場から差別をなくすための原則が守られるように支援する；

- ▶ 問題に対応し、説明責任を果たすための効果的なメカニズムを機能させる。権利を侵害された被害者に対し、個々のケースに応じた救済策と修復手順を検討し遂行すること、保健および他分野における再発防止に責任をもって対応する建設的システムを構築することを含む。
- ▶ 差別に関する報告、モニタリング、評価メカニズムを強化する。保健医療政策を策定する際に、エビデンスを共有し、影響を受けているコミュニティおよび保健医療従事者の参加を促進することで可能になる。

国連の不平等と差別と闘うための共通行動枠組みを遂行する；

- ▶ 保健医療の場で差別解消に向けた人権基準への認識を深めことができる分野別および共通のガイダンス（手引き）と実用的なツールを提供する。

